

令和6年度等級及び職制上の段階ごとの職員数の公表について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初における等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職務上の段階					
		(人)	%	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	主事及び技師の職務	2	3.0%	主事 技師	2 0	39	59.1%	係員級			
				計	2						
2級	困難な業務を処理する主事若しくは技師の職務	15	22.7%	主事 技師	15 0						
				計	15						
3級	1 係長又は所長の職務 2 主査の職務	12	18.2%	係長又は所長	1						
				主査	11						
				計	12						
4級	1 困難な業務を処理する係長又は所長の職務 2 困難な業務を処理する主査の職務	11	16.7%	係長又は所長 主査	1 10				1	1.5%	係長級
				計	11						
5級	1 相当困難な業務を処理する係長又は所長の職務 2 主幹の職務	18	27.3%	係長又は所長 主幹	15 3	18	27.3%	課長補佐級			
				計	18						
6級	1 課長の職務 2 会計管理者の職務 3 議会事務局長の職務 4 教育次長の職務 5 局長の職務 6 事務長の職務	8	12.1%	課長 会計管理者 議会事務局長 教育次長 局長 事務長	5 1 1 1	8	12.1%	課長級			
合計		66									

注)職員数は、税務職、医療職、看護職、福祉関係職、技能労務職及び教育職を除く一般行政職を計上。